

6	3
314	

VI
301

昭和二十七年大学院審査会の運営について

大学院審査会の委員は、専攻に応じて、分科会に分れ、申請大学院全部にわたり教員組織、学科目、履修方法、学生定員等を審査する。各分科会に主査、副主査各一人を定める。

委員は前項の審査の結果を大学毎に取りまとめるため、便宜、才一部会及び才二部会に分属する。

才一部会及び才二部会にそれぞれ主査一名、副主査二名を定める。

才一部会及び才二部会の連絡調整を図るため運営委員会を置き、各部会の主査及び副主査、各分科会の主査及び副主査その他必要に応じて適宜他の委員が加わつて構成する。

運営委員会は、審査報告書の作成

常任委員会及び総会における審査報告等に当るものとする。

春山 245

